

## 児童発達支援管理責任者の実務経験要件

<必要な期間>以下のいずれかに該当すること。

■ (イ+ロ) ≥ 5年かつ(イ+ローハ) ≥ 3年

■ ニ ≥ 8年かつ(ニーホ) ≥ 3年

■ (イ+ロ+ニ)-(ハ+ホ) ≥ 3年かつヘ ≥ 5年

※ 1年=365日以上の期間に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
イ	相談支援業務に従事した期間	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業等の事業の従事者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター等の従業者等 (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等 ※ 身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の従業者等 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校等の従業者等 (6) 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉主事任用資格該当者</li> <li>・ 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者</li> <li>・ ニの国家資格を有する者</li> <li>・ 上記の(1)から(5)に従事した期間が1年以上ある者</li> </ul>
ロ	直接支援業務 ※ 社会福祉主事任用資格者等が従事した期間 「社会福祉主事任用資格者等」 ■ 社会福祉主事(任用資格) ■ 相談業務従事者研修修了者 ■ 保育士 ■ 児童指導員(任用資格) ■ 精神障害者社会復帰指導員(任用資格)	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床関係病室等の従業者 ※ 身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、等の従事者等 (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の従業者等 (5) 学校その他これらに準ずる機関の従業者等 ※ 幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を含む
ハ	高齢者施設等における業務(相談支援業務の期間+社会福祉主事任用資格者等が直接支援業務に従事した期間)	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等が、相談支援業務等に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室等の従業者、老人居宅介護等事業等の従事者等又は「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間
ニ	直接支援業務 ※ 社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間	ロの(1)～(5)
ホ	高齢者施設等における直接支援業務(社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間)	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
へ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

相談支援業務 … 身体上又は精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

直接支援業務 … 身体上又は精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間